女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。国の男女共同参画推進本部では、毎年11月12日から25日までの2週間に「女性に対する暴力をなくす運動」を実施することにしています。この運動は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力により、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することを目的とするものです。また、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があるため、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにしています。暴力は、誰に対するものであれ、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、国は、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要課題として位置づけています。

暴力は“犯罪”です。平成13年10月に施行された『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』により、相談や保護、自立支援等の体制が整備されています。

夫・パートナーから次のような暴力を受けていませんか

あなたが次のような暴力を、夫・パートナーからふるわれ、苦痛に思っていれば、それは、**ドメスティック・バイオレンス（DV）**です。

①殴る、蹴る、物を投げつける、やけどをさせる、刃物やその他凶器になるものをふりかざしおどす、一晩中眠らせないなどの**身体に対する暴力**

②・「誰のおかげで生活できるんだ」、「何の役にもたたない」、「くず」などあなたの心を傷つけ、人格をおとしめるような暴言をあびせる。

・交友関係や電話、郵便物を細かく監視する、家族や友人、行政などのサービス機関とのつながりを断つ、または断たせるようにしむけるなど、行動を制限する。

・大切にしている物をこわす、捨てるなどあなたの心を傷つける行為をするなどの**精神的暴力**

③望まない性的な行為の強要、避妊に協力しない、見たくないポルノビデオや雑誌を見せるなどの**性的暴力**

④生活費を負担しなかったり、少額しか渡さなかったり、仕事を無理やりやめさせるなど**経済的に圧迫する行為**

主な公的相談機関

被害に遭い悩んでいる方、一人で悩まずに、最寄りの相談機関にご相談ください。

相談機関名称	受付日	受付時間	電話番号
With You さいたま 埼玉県男女共同参画推進センター	月～土曜日	午前10時～午後8時30分	048－600－3800
	日曜日・祝日	午前10時～午後4時30分	
埼玉県婦人相談センター DV相談室	月～土曜日	午前10時～午後8時30分	048－600－6060
	日曜日・祝日	午前10時～午後5時	
	（ただし毎月第3木曜日および年末年始を除く）		
大里福祉保健総合センター	月～金曜日	午前9時～午後4時	048－523－2813
寄居警察署	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	048－581－0110
犯罪被害ホットライン	月～金曜日 （祝日を除く）	午前8時30分～午後5時15分	0120－381－858

11月12日～18日は「女性の人権ホットライン」強化週間です

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、女性をめぐるさまざまな人権問題の取り組みとして、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を設定し、女性からの専用相談電話による相談を実施します。

期間／11月12日㈪から18日㈰、午前8時30分から午後7時まで
※ただし、17日㈯および18日㈰は午前10時から午後5時まで

電話番号／0570・070・810

相談担当者／法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員などの女性の人権擁護委員が対応します（秘密は厳守します）。

女性や子どもの心身の健康に大きな影響をあたえます

暴力は、女性と子どもの心身の健康、生活に深刻な影響を与えます。

女性への影響

直接身体にふるわれる暴力は、あざや打ちみ、切り傷、鼓膜や目・歯の損傷、骨折、やけどなどの外傷となり、なかには一生治らないような脊髄や関節の変形などを負わされてしまうこともあります。

傷が治った後にも、また、精神的暴力などで目に見える傷はなくても、さまざまな影響が残る場合があります。不眠、頭痛、動悸、発熱、胃腸障害、体のしびれや震え、耳なりなど、さまざまな身体症状が現れます。精神的にも、うつ症状、絶望感、無気力、悪夢、人間不信、自殺願望など深刻な影響をもたらし、日常生活に支障をきたす場合も少なくありません。このような症状は、暴力のない生活に移っても現れることがあります。また、性的暴力は望まない妊娠や中絶などの原因になります。

子どもへの影響

父親から母親への暴力を目撃する子どもは多数います。父親が母親に暴力をふるっている場合、子どもにも暴力がふるわれていることが少なくありません。このような経験をした子どもの心は深く傷つき、ぜんそく、情緒不安定、夜尿、無気力、無感情、うつ、不登校、成績低下、他の子どもへのいじめ、父親への憎悪の感情などの症状も多く見られます。子どもには暴力のない環境で、子ども自身がさまざまな選択をしながら育つ権利があります。

子どもに直接暴力をふるわなくても、子どもにドメスティック・バイオレンスを見せつけることは児童虐待にあたります。

ドメスティック・バイオレンスをなくすためには

暴力は表面上は〝ささいな事〟をきっかけに起こることが多いのですが、暴力をふるう男性は、そういう場合に女性を思いどおりにして当然、暴力をふるってもいいのだという思い込みがあり、その根底には、妻や恋人の関心を独占し、自分に奉仕して当然という自分中心、男性優位の考え方があります。

ドメスティック・バイオレンスの本質は、男性がもっているさまざまな力（腕力や経済力）、社会的地位などを背景にして、女性を所有物視し、支配し、服従させるために暴力をふるう、ということがいわれています。

夫やパートナーからの暴力をなくすために、歴史的につくられ容認されてきた、これらの性差別的な社会構造を改革し、女性と男性が共に家庭や地域社会で**男女共同参画社会（男女が共に人権を尊重し、個性と能力を発揮し責任を担う社会）を築いていきましょう。**

問い合わせ／人権推進課（☎581・2121内線411）へ。

R100 広報よりい は資源保護のため、古紙率100%の再生紙を使用しています。